



2021年2月3日

政府による緊急事態宣言の期間延長に伴う当社の対応について

日本国土開発 株式会社

本社：東京都港区赤坂4-9-9

代表取締役社長 朝倉 健夫

2月2日に政府による緊急事態宣言の期間延長が発表されました。当社は既に1月8日から本社、全国の各事業所及び営業所において原則テレワークでの勤務を行っており、これを継続いたします。実施期間は、緊急事態宣言の期間延長に伴い、3月7日までを予定しております。

また、現場作業所は、引き続き感染予防対策に最大限留意しつつ、関係先のご意向を尊重したうえで適切に対応してまいります。

弊社では昨年2月より、感染症拡大防止と、お客さま、当社社員及びその家族の安全確保を図るために、本社、全国の各事業所及び営業所においてテレワーク、フレックス勤務を推奨し、出張の自粛等の対策を全社で講じています。今般の緊急事態宣言の期間延長を真摯に受けとめ、テレワークの実施によって出勤者の7割減を目指すとともに感染防止対策を引き続き推進していきます。

何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以 上

この件に関するお問い合わせ先

日本国土開発株式会社 経営企画部 電話 03-5410-5720